

株 主 各 位

2025年12月22日

東京都品川区北品川六丁目7番29号
富士石油株式会社
取締役社長 山本重人

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2026年1月22日を効力発生日として、当社の普通株式5,811,390株を1株に併合することを決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、株式併合に伴う単元株式数の定めの廃止等、定款の一部を変更することといたしました。

以 上

株式併合および単元株式数の定めの廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年1月22日をもって、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）5,811,390株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することいたしました。

株主の皆さんにおかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

1. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従つて売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者（出光興産株式会社をいいます。以下同じです。）に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月21日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である480円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2026年4月下旬を目途に、株主の皆様に交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

- 2026年1月19日 (予定) 当社株式の最終売買日
- 2026年1月20日 (予定) 当社株式の上場廃止日
- 2026年1月22日 (予定) 本株式併合の効力発生日
- 2026年4月下旬 (予定) 端数株式相当分の処分代金の交付開始

以 上